学びの講座

成年後見制度

法定後見制度と任意後見制度

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断することが十分でない方に対して、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

日時：12 月 3 日(木)13:30～15:00【90 分】
会場：越智公民館　講堂
対象：成人・先着 20 名
講師：千葉市成年後見支援センター職員
申込：11/2(月)から電話または窓口で

越智公民館
☎294-6971